

## 医療系廃棄物等包括管理業務に関する公告

京都大学医学部附属病院において、医療系廃棄物等包括管理業務の委託業者を、公募型プロポーザル方式により次のとおり募集するので、業務概要等を公告する。

### 1 業務概要(詳細は募集要項を参照のこと)

#### (1) 業務名称

医療系廃棄物等包括管理業務

#### (2) 業務概要

##### ① 業務内容

本業務は、構内の感染性廃棄物を中心としたすべての廃棄物の処分及びそれに関連する様々な業務を包括的に管理する医療系廃棄物等包括管理業務を実施する代表企業が受注者となり、一部の業務を共同事業者の協力企業に委託する業務責任包括型の業務体制とするものである。従って、受注者(代表企業)は、本業務の責任者として、協力企業に対して収集運搬(外部搬出)・処分業務等に関する助言や監査業務、病院からの委託料の支払代行を行い、病院の廃棄物業務全般を包括的に管理運営するものとする。詳細は、「仕様書」による。

##### ② 契約期間等

ア 契約締結時期 2022年3月下旬

イ 契約期間 2022年4月1日から2025年3月31日まで(3年間)

##### ③ 契約条件

「基本契約書(案)」等のとおりとする。

### 2 参加資格要件

本プロポーザル参加者は、契約期間において自らが確実に業務を履行できる能力を有し、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

<参加者(代表企業)が満たす必要がある資格要件>

- ① 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、2021年度(令和3年度)に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- ② 2017年4月1日以降に、病床数600床クラス以上の総合病院(又は600床以下の複数の総合病院を受託しているなど同等と判断できる実績)において、自ら同一病院で2年以上継続して、次のいずれかと同種の業務を受託した実績があり、自ら医療系廃棄物等包括管理業務を直接実施できる能力を有する者で、仕様書を満たす従業員を配置できる者であること。
  - ・医療系感染性廃棄物又は産業廃棄物の包括管理業務
  - ・廃棄物の分別や処理に関するアドバイザー業務
  - ・特別管理産業廃棄物(感染性)の収集運搬(外部搬出)及び処分業務
  - ・産業廃棄物の収集運搬(外部搬出)及び処分業務
  - ・感染性廃棄物の高圧蒸気滅菌処理に関する運用管理業務
- ③ 業務体制は、仕様書に記載の主たる業務を自らが受注者(代表企業)として実施し、一部の業務を共同事業者の協力企業に委託する業務責任包括型の業務体制を実施できる者であり、かつ、参加者自ら又は協力企業の責により収集運搬・処分業務が不可能になった場合の危険を担保するために、医療系感染性廃棄物、並びに、大型粗大ゴミを除く産業廃棄物(滅菌残渣を含む)の収集運搬業務を2者以上、処分業務を2者以上で構成された業務体制が提供できる者であること。

＜参加者（代表企業）及び協力企業の両者が満たす必要がある資格要件＞

- ④ 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第4条に規定される事項に該当しない者であること。
- ⑤ 国立大学法人京都大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過していない者又は参加表明書等提出日の前直近6か月以内に、手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者でないこと。

＜参加者（代表企業）及び協力企業が収集運搬・処分業務を行う場合に満たす必要がある資格要件＞

- ⑨ 2017年4月1日以降に、行政機関から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく改善命令や業務停止等の行政処分を受けた者でないこと。
- ⑩ 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストシステムに加入し、利用可能な者であること。
- ⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、京都府知事など管轄自治体より、特別管理産業廃棄物（感染性）の収集運搬業及び処分業（共に2者以上）並びに産業廃棄物収集運搬業及び処分業（共に2者以上）の許可を受けている者であること。  
※参加者（代表企業）及び協力企業のうち主となる業者は優良業者として認定されている者であること。
- ⑫ 2017年4月1日以降に、病床数600床クラス以上の総合病院（又は600床以下の複数の総合病院を受託しているなど同等と判断できる実績）において、自ら同一病院で2年以上継続して、次の受託実績を有する者であること。
  - ・特別管理産業廃棄物（感染性）の収集運搬（外部搬出）及び処分業務
  - ・産業廃棄物の収集運搬（外部搬出）及び処分業務

### 3 受託者の決定等の手続

#### (1) 募集公告から契約締結までに係るスケジュール（予定）

##### 募集要項の交付期間

2021年11月19日（金）から2021年12月15日（水）まで

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ① 募集公告（本要項の交付）     | 2021年11月19日（金）から       |
| ② 業者説明会            | 2021年11月26日（金）15時から    |
| ③ 募集要項に係る質問書提出期限   | 2021年12月 1日（水）12時      |
| ④ 募集要項に係る個別質問書提出期限 | 2021年12月 1日（水）12時      |
| ⑤ 参加者個別面談          | 2021年12月 3日（金）又は6日（月）  |
| ⑥ 募集要項に係る質問への回答    | 2021年12月 8日（水）まで       |
| ⑦ 参加表明書・実施計画書の提出期限 | 2021年12月15日（水）12時      |
| ⑧ ヒアリング審査          | 2021年12月21日（火）13時30分から |
| ⑨ 審査結果及び受注候補者の公表   | 2022年 1月 7日（木）         |

※WTO政府調達協定に基づく契約手続き

- ⑩ 契約締結 2022年 3月下旬

#### (2) 受注者の決定方法

「京都大学医学部附属病院 医療系廃棄物等包括管理業務業者選定委員会」（以下「業者選定

委員会」という。)において、本プロポーザル参加者の実績や実施計画書等を総合的に審査及び評価し、総合評価値が最も高い者を受注候補者に、審査対象者が2者以上の場合は、次に高い者を次順位受注候補者(次点)に決定する。

審査及び評価については、参加者の参加資格要件の有無の確認と実施計画書による業務の技術力の審査及び評価とする。

京都大学と受注候補者は、単独随意契約により、国立大学法人京都大学が定めた予定価格の制限の範囲内の見積書が提出された場合に正式に受注者として決定し、業務の基本契約を締結する。

#### 4 本プロポーザルの担当部署

(募集要項の交付、参加表明書等の提出、問い合わせ等)

〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

国立大学法人京都大学医学部附属病院 経理・調達課 契約掛

TEL : 075-751-3025 FAX : 075-751-3069

E-mail : 070keiyaku-toiwase@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (公募型プロポ専用アドレス)

#### 5 その他

本事業に関するその他の詳細は、募集要項による。

以上 公告する。

2021年11月19日

国立大学法人京都大学

学長 湊 長博